岐阜県家畜伝染病防疫対策本部 第8回本部員会議

日時:平成30年10月19日(金)

18 時 00 分~

場所:県庁4F 特別会議室

I 野生いのしし対策等について

Ⅱ 狩猟の制限等について

I 野生いのしし対策等について

1 豚コレラ感染が判明したいのししの状況(10月18日現在)

死亡または捕獲した、いのしし 189頭(死亡33頭、捕獲156頭)うち陽性 32頭(死亡15頭、捕獲 17頭)

- 2 野生いのししの調査捕獲の結果(中間報告)
- (1) 豚コレラ陽性判定の死亡いのしし確認地域における調査捕獲
 - ・内 容:岐阜市畜産センターを中心とする区域等において、野生いのし しの浸潤状況を把握するとともに個体数を減らすための捕獲を 実施
 - ・実施期間:平成30年9月25日~10月18日(24日間)
 - ・調査地域:岐阜市椿洞地域(隣接する山県市の一部地域を含む) 岐阜市大洞地域(隣接する各務原市の一部地域を含む)
 - 調査結果:捕獲頭数 19頭
 陽性12頭(椿洞地域7頭、大洞地域5頭)
 陰性 7頭(椿洞地域)
- (2)調査対象区域の外縁部における調査捕獲
 - ・内 容:調査対象区域の外縁部において野生いのししの浸潤状況を把握 するための捕獲を実施
 - 実施期間:平成30年9月27日~10月18日(22日間)
 - ・調査地域:調査対象区域の外縁部にあたる地域 (対象となる市町村)

岐阜市、各務原市、山県市、本巣市、瑞穂市、北方町、 笠松町、岐南町、揖斐川町、大野町、関市、美濃市、 美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、多治見市

調査結果:捕獲頭数 23頭陽性 0頭

陰性23頭(山県市、富加町、岐阜市、揖斐川町、本巣市、 美濃市)

(※地図1・2・3・4 表1 参照)

Ⅱ 狩猟の制限等について

1 狩猟の制限について

現在、豚コレラに感染した野生いのししの発見が続く中、その周辺部及び 外縁部で調査捕獲を継続している状況である。

こうした中、11月1日から、いのしし・しかのわな猟が解禁となるが、 猟期が始まると感染いのししが周辺に拡散する恐れがあることから、鳥獣保 護管理法第15条により、次のとおり区域を定め、一定期間狩猟を禁止する。

・禁 止 区 域:いのししの調査対象区域を含む次の市町村の区域 岐阜市、各務原市、山県市、本巣市、瑞穂市、北方町、 笠松町、岐南町、揖斐川町、大野町、関市、美濃市、 美濃加茂市、可児市(旧兼山町の区域を除く)、坂祝町、 富加町、多治見市 (合計17市町)

(※地図5参照)

- 禁止の期間:11月1日~11月14日
 - ※11月15日以降の制限内容については、今月末まで実施する野生いのししの調査捕獲の結果を踏まえ、区域の縮小等を含めて改めて検討する。
- ・周 知 方 法:・岐阜県の狩猟者登録を受けた方全員への文書通知 ・関係者に対する説明会 など

<鳥獣保護管理法第15条>

環境大臣又は都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、次に掲げる区域について、それぞれ鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあると認める猟法 (以下「指定猟法」という。)を定め、指定猟法により鳥獣の捕獲等をすることを禁止する区域を指定猟法禁止区域として指定することができる

<岐阜県の猟期(通常)>

11/1~11/14 わな猟によるいのしし・しかの猟が可能

2 野生いのししのジビエ利用について

(1) 経緯・趣旨

9月14日に、県内で初めて野生いのししで豚コレラの陽性反応が確認されたことを受け、同日から県猟友会、ジビエ食肉処理施設に対して、県内全域での野生いのししのジビエへの利用の自粛を要請してきた。

今般、狩猟の禁止区域を1(前頁)のとおり定めることに伴い、野生いのししのジビエへの利用については次のとおりとする。

(2) ジビエの利用について

① いのししの調査対象区域を含む市町村の区域(=1の狩猟の禁止区域) 内で有害鳥獣捕獲などで捕獲されたいのししについては、ジビエ利用の 自粛要請を継続する。

いのししの調査対象区域を含む市町村の区域

岐阜市、各務原市、山県市、本巣市、瑞穂市、北方町、笠松町、 岐南町、揖斐川町、大野町、関市、美濃市、美濃加茂市、可児市 (旧兼山町の区域を除く)、坂祝町、富加町、多治見市

(合計17市町)

- ※区域については、今後、狩猟の禁止区域の見直しを踏まえ、区域の縮小等を含めて改めて検討する。
- ② 上記以外の区域で捕獲されたいのししについては、自粛要請を解除する。

(3) ジビエ食肉処理施設の防疫体制の強化

いのしし調査対象区域を含む市町村の区域内にあるジビエ食肉処理施設 (23施設)について、次の対策を行う。

① 清浄性の確認検査

清浄性の事前確認のため、作業台、包丁などの拭き取り検査(PCR検査) を実施し、豚コレラの汚染がないことを確認した上で、いのししの処理を再 開する。

② 防疫用資材の配布

施設の防疫対策を強化するため、消石灰、踏み込み消毒槽、消毒用アルコールなどを配布する。

③ ぎふジビエ衛生ガイドラインの徹底

捕獲個体の異常の有無の確認、体表の洗浄、施設内での解体処理、捕獲・受け入れ個体記録表の作成など衛生管理を徹底する。

野生イノシシの捕獲状況 (10/18現在)

*調査捕獲期間: ①9/25~10/18

29/27~10/18

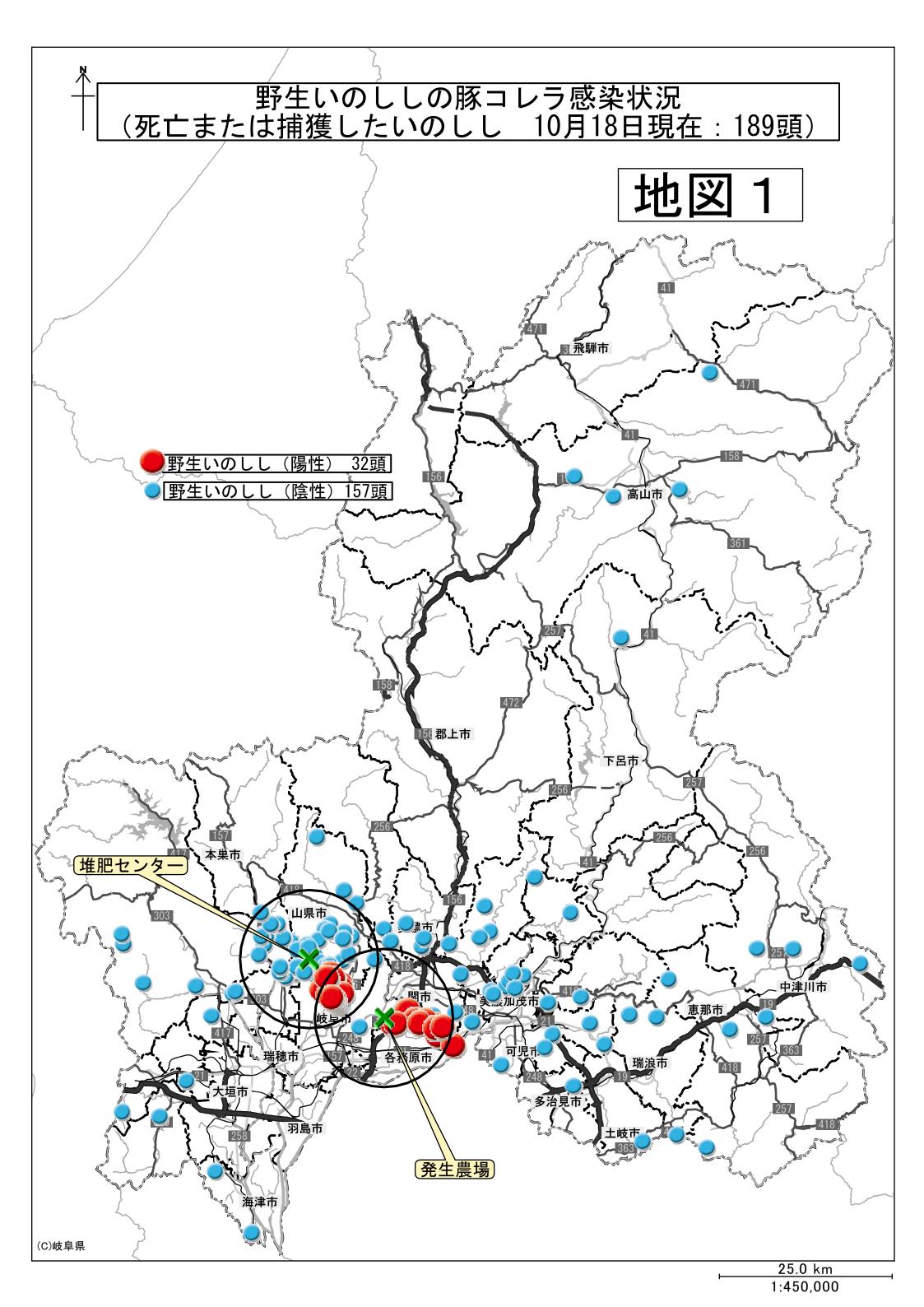
		捕獲イノシシ					死亡イノシシ		合計		
		調査捕獲		有害捕獲		小計		グレイノンン		口印	
		陽性	陰性	陽性	陰性	陽性	陰性	陽性	陰性	陽性	陰性
調査対象区域		12	30	5	72	17	102	15	4	32	106
	岐阜市椿洞地域	7	1	0	0	7	1	11	0	18	-
	岐阜市椿洞周辺地域 (山県市の一部)	0	6	0	0	0	6	0	0	0	(
①感染イノシシが 集中している地域	岐阜市大洞地域	2	0	0	0	2	0	1	0	3	(
	岐阜市大洞周辺地域 (各務原市の一部)	3	0	5	0	8	0	3	0	11	(
	計	12	7	5	0	17	7	15	0	32	-
②調査対象区域の 外縁部	17市町 岐阜市、各務原市、山県市、 本巣市、瑞穂市、北方町、 笠松町、岐南町、揖斐川町、 大野町、関市、美濃市、 美濃加茂市、可児市、坂祝町、 富加町、多治見市	0	23	0	72	0	95	0	4	0	99
調査対象区域外		対象	桑外	0	37	0	37	0	14	0	5
合計		12	30	5	109	17	139	15	18	32	15
						•			総計	18	39

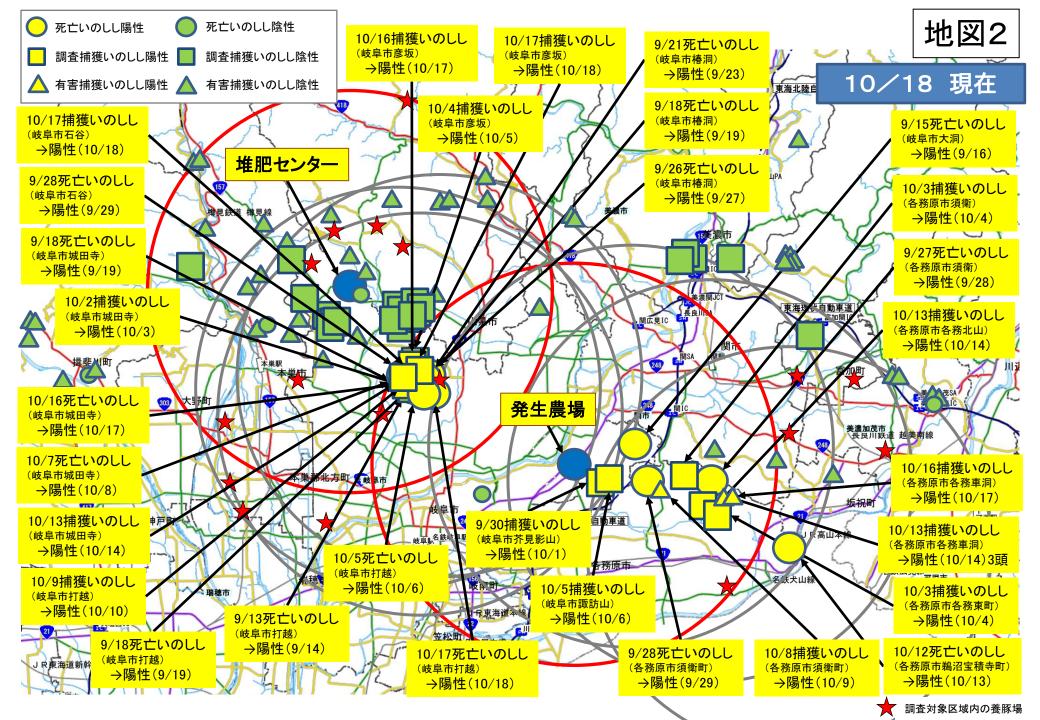
野生イノシシの捕獲状況 (10/9現在)

*調査捕獲期間: ①9/25~10/8

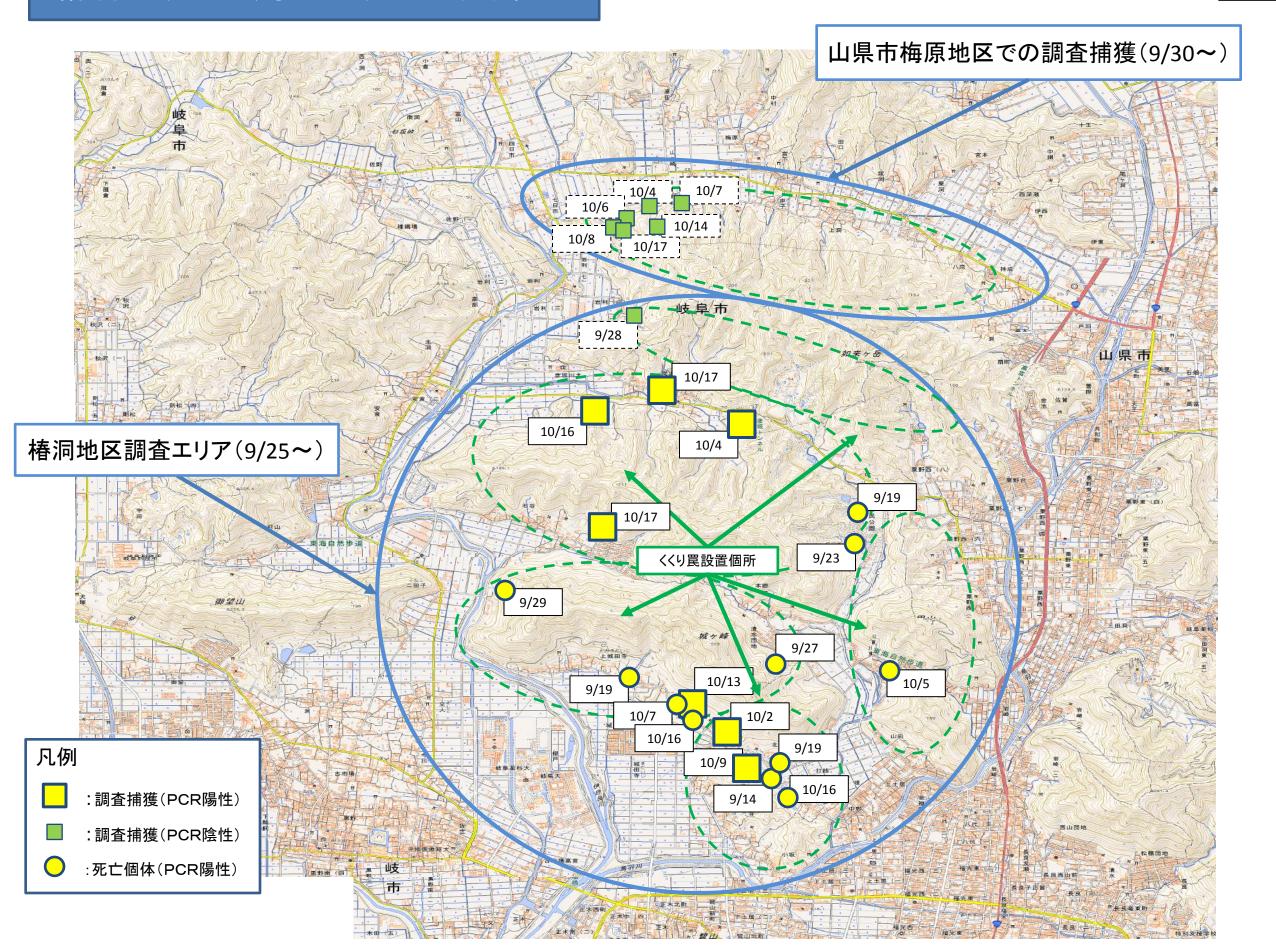
29/27~10/8

			捕獲イノシシ						死亡イノシシ		合計	
		調査捕獲		有害捕獲		小計		ルニュンフン				
			陽性	陰性	陽性	陰性	陽性	陰性	陽性	陰性	陽性	陰性
_	調査対象区域		6	18	1	55	7	73	12	3	19	76
	①感染イノシシが 集中している地域	岐阜市椿洞地域	2	1	0	0	2	1	9	0	11	1
		岐阜市椿洞周辺地域 (山県市の一部)	0	3	0	0	0	3	0	0	0	3
		岐阜市大洞地域	2	0	0	0	2	0	1	0	3	0
		岐阜市大洞周辺地域 (各務原市の一部)	2	0	1	0	3	0	2	0	5	0
		計	6	4	1	0	7	4	12	0	19	4
	②調査対象区域の 外縁部	15市町 岐阜市、各務原市、本巣市、 瑞穂市、山県市、関市、美濃市、 美濃加茂市、北方町、岐南町、 笠松町、大野町、揖斐川町、 富加町、坂祝町	0	14	0	55	0	69	0	3	0	72
	調査対象区域外		対拿	象外	0	25	0	25	0	13	0	38
	合計		6	18	1	80	7	98	12	16	19	114
										総計	13	33



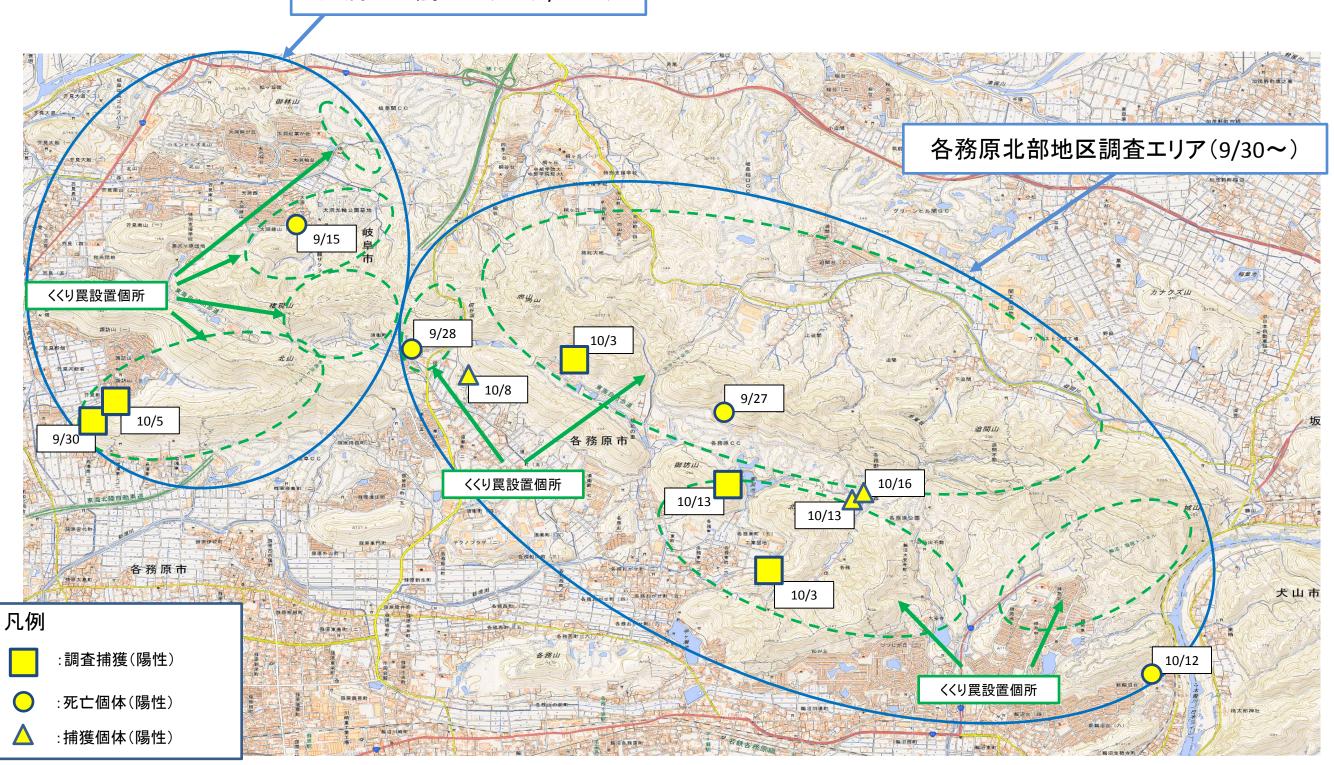


椿洞地域及び周辺地域での取り組み



大洞地域及び周辺地域での取り組み

大洞地区調査エリア(9/25~)



狩猟の制限について

